

日本脳炎の定期予防接種を受けるに当たっての説明

保護者の方へ：必ずお読みください。

13歳以上の方への日本脳炎の定期接種については、保護者がこの説明書を読み、理解したうえでお子様の予防接種を希望する場合には、別紙予診票(保護者自署欄)に自ら署名することによって、保護者の同伴なしで、お子様は予防接種を受けることができます。ただし、16歳以上は接種を受ける方の署名のみで保護者の同伴なしでも接種が可能です。

接種させることを判断する際に、疑問等があれば、あらかじめ、かかりつけ医や久留米市保健所保健予防課(0942-30-9730)に相談して、十分納得したうえで、接種させることを決めてから予診票に署名をしてください。

1 日本脳炎の症状について

ヒトからヒトへの感染はなく、ブタなどの動物の体内でウイルスが増殖した後、そのブタを刺したコガタアカイエカ(水田等に発生する蚊の一種)などがヒトを刺すことによって感染します。

症状が現れずに経過する(不顕性感染)場合がほとんどですが、症状が出る場合には、6～16日間の潜伏期間の後に、数日間の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、引き続き急激に、光への過敏症、意識障害(意識がなくなること)、けいれん等の中枢神経系障害(脳の障害)を生じます。大多数の方は、無症状に終わりますが、脳炎を発症した場合20～40%が死亡に至る病気といわれています。

2 予防接種の効果と副反応について

予防接種を受けたお子様は、免疫を獲得することができます。日本脳炎にかかることを防ぐことができます。ただし、予防接種により軽い副反応がみられることがあり、極めてまれに重い副反応がおこることもあります。

日本脳炎ワクチンの主な副反応

主な副反応は、発熱や、咳嗽、腫脹で、これらの副反応のほとんどは接種3日後までにみられています。通常、数日以内に自然に治るので心配ありませんが、まれにおきる重い副反応としては、ショック、アナフィラキシー様症状、急性散在性脳脊髄炎(ADEM)、脳症、けいれん、血小板減少性紫斑病などが報告されています。

3 予防接種による健康被害救済制度について

予防接種後の副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。

4 接種に当たっての注意事項

予防接種は、体調の良い日に受けることが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談のうえ、接種するか否かを決めてください。以下の場合には予防接種を受けることができません。

- ①明らかに発熱(通常 37.5℃以上をいいます)がある場合
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- ⑤その他、医師が不適當な状態と判断した場合

なお、現在、妊娠している方は、接種することに注意が必要な方ですので、かかりつけ医とよくご相談ください。